

令和 8 年度 磐田市会計年度任用職員募集要項

非常勤職員のパートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項による任用）を募集します。知識や経験、資格を活かして市役所で一緒に働きませんか。

1 募集職種等

（１） 募集職種

別紙「令和 8 年度磐田市会計年度任用職員募集一覧」のとおり

（２） 欠格条項

地方公務員法 16 条の規定に基づき、次のいずれかに該当する方は申込みできません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ウ 当市において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（３） その他

障がいをお持ちの方で、選考する上で配慮が必要となる場合は、申請フォーム内（その他特記事項欄）に内容を記載してください。

2 申込方法等

（１） 申込方法

QRコードまたは以下のURLより電子申請をしてください。

URL : <https://logoform.jp/f/1MQvM>



①氏名、②住所、③電話番号、④第 1 希望、⑤第 2 希望、⑥登録制度への登録希望について回答し、添付書類をつけて申請してください。

※登録制度とは、希望部署で採用とならなかった場合に他部署の採用候補者として登録させていただくものです。

※電話番号は、必ず連絡が取れるものにしてください。

(2) 添付書類

履歴書（任意の様式でも可）をスキャンまたは、写真等で撮影し添付。

原本は、選考（面接）時に担当課へ提出してください。

※写真添付が困難な場合は、磐田市職員課宛て郵送（〒438-8650 磐田市国府台3-1）
または持参してください。（磐田市役所本庁舎3階）

(3) 申込期間

令和7年10月29日（水）から11月12日（水）まで

3 選考方法

○ 採用に当たり、選考を実施します。

第1期選考 (期間：R7.11.14 ～R7.12.8)	書類選考 (第1次選考)	申請いただいた 第1希望 の所属で実施します。 提出いただく「履歴書」に基づき実施します。
	面接等による選考 (第2次選考)	書類選考通過者に対して、面接を実施します。 面接の日時は、担当課より連絡します。
第2期選考 (期間：R7.12.15 R7.12.25)	書類選考 (第1次選考)	申請いただいた 第2希望 の所属で実施します。 なお、第1期選考で既に採用者が決定した場合は、 <u>選考を実施しませんので、ご了承ください。</u>
	面接等による選考 (第2次選考)	書類選考通過者に対して、面接を実施します。 面接の日時は、担当課より連絡します。

※期間については、予定であり担当課の事情等により変更になる可能性があります。

※選考結果については、担当課より通知します。

4 勤務条件等

(1) 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年間）

※人事評価の結果及びご本人の希望に基づき、翌年度再度任用される場合があります。（ただし、
翌年度の任用を保証するものではありません。）

(2) 勤務場所

磐田市役所本庁舎 外（募集一覧のとおり）

(3) 勤務時間

1日7時間30分を上限として、週37時間30分以内

※任用時にお示しする一定の勤務条件の範囲内で、毎月所属長が出勤日等を定める職（シフト制
の職）もあります。（募集一覧のとおり）

(4) 給与

① 単価

時給 1169 円～（募集一覧のとおり）

※令和 7 年度の水準であり、令和 8 年度の単価とは異なりますが、給与水準が下がることはありません。

※年度途中に報酬単価を見直す場合があります。

※時間外勤務を命じた場合には、時間外勤務手当を支給します。

② 期末手当

次のいずれにも該当する場合、報酬の月額（実績）の 2.525 箇月分の（支給月 6 月及び 12 月各 1.2625 箇月分）を期末手当として支給します。

※在職期間によって期間率が異なるため、4 月新規任用の場合、初回の 6 月の支給は 30% となり、0.37875 箇月分になります。

（ア）任期が 6 箇月未満でないこと

（イ）週の所定勤務時間が 15.5 時間未満でないこと

③ 通勤手当

片道経路の最短距離が 2.0 km 以上の場合には通勤距離と勤務日数に応じ、手当を支給します。

○週 5 日勤務の場合

2 km 以上 4 km 未満…5,800 円

4 km 以上 6 km 未満…7,200 円など

④ 支給日等（期末手当除く）

毎月 21 日（21 日が土、日曜又は休日となる場合は、その前日が支給日となります。）

⑤ その他

○上記以外の給与（退職手当等）はありません。

○会計年度任用職員の任用は、令和 8 年度予算成立により正式に決定するため、変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○自動車での通勤は可能ですが、職員駐車場に限りがあるため駐車場が確保できない場合があります。職員駐車場を使用する場合は、駐車場代を徴収します。

(5) 健康保険料、厚生年金保険料

次のいずれかの条件を満たす職の場合に加入します。

ア 週の所定勤務時間が常勤職員の 4 分の 3 を超える場合

イ 次の条件を満たす場合

（ア）週の所定勤務時間が 20 時間以上であること

（イ）報酬の月額が 88,000 円以上であること

（ウ）学生でないこと

(6) 雇用保険等

次の条件を満たす職の場合、雇用保険に加入します。

ア 週の所定勤務時間が 20 時間以上であること

イ 任用期間が 31 日以上であること。

ウ 学生でないこと

その他、労務災害保険または公務災害保険の対象となります。

(7) 休暇、休業等（取得にはそれぞれ要件があります。）

ア 年次有給休暇

イ 特別休暇

○有給のもの

公民権行使等休暇、裁判員等休暇、忌引休暇、結婚休暇、災害休暇、事故休暇、夏季休暇、
産前・産後休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、病気休暇 等

○無給のもの

授乳休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、
ドナー休暇 等

ウ その他休暇、休業等の制度（無給）

介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 等

(8) 服務

地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用となるほか、地方公務員法等に規定する事由に該当した場合、分限や懲戒処分の対象となります。

5 その他

○市長部局と教育委員会で任命権者が異なります。

○任用後の 1 か月間（または、1 か月の勤務日数が 15 日に満たない場合は、15 日に達するまで）は、条件付き採用期間と呼ばれる試用期間となります。

○今回の募集する職種は欠員による新規募集でないものが含まれます。

現在任用されている職員も応募する可能性がありますのでご承知おきください。

6 問い合わせ先

○会計年度任用職員に関すること

磐田市総務部職員課人事グループ

TEL : 0538-37-4807

○各職種の勤務内容に関すること

別紙「令和 8 年度磐田市会計年度任用職員募集一覧」

記載の各部署へ、直接お聞きください。